

「警備業における適正取引の推進」のねらい

警備業は、1962年に誕生して以来、多くの先人とお客様に支えられながら、防犯・防災の観点から社会に安全・安心を提供する生活安全産業としての地位を築いてまいりました。

しかしながら、警備業界では、低賃金や厳しい労働環境を原因とする人手不足が長年の課題となっており、このような状況が続けば、近い将来、全てのお客様のニーズに応えることができなくなることが懸念されます。

これまでの警備業界では、取引上、発注元（親事業者）が強い立場にあることから、例えば、「警備業務以外の付帯業務にかかる対価」、「発注元の都合による著しい警備料金の減額」などについて、警備料金の交渉をしたくても以後の取引を断られることをおそれ、交渉がうまくできない商慣行が存在し、適正な取引ができていないケースも多々ありました。

今後、警備業が更に健全に発展し、全てのお客様のニーズに応えていくためには、お互いが必要な費用などについて、交渉ができる環境を構築し、双方が手を取り合い一体となって取り組んでいくことがとても重要であると考えております。

こうした観点に立ち、また、政府の施策として各団体による自主行動計画の策定が求められていることから、一般社団法人全国警備業協会（以下「全警協」という）では、警察庁並びに関係省庁と綿密に検討を重ね、望ましい取引事例や下請法等で問題となる事例を取りまとめた「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」を策定（全警協ホームページ参照）し、その実務版として、本リーフレットを作成いたしました。

本リーフレットは、これまで実際にみられた取引慣行のうち、よくありがちな実例をピックアップし、その上で目指すべき取引を事例ごとに掲載いたしました。

今後、発注元（親事業者）と警備業者の双方で適正な取引を行っていく上で、本リーフレットを役立てていただければ幸いです。

一般社団法人 全国警備業協会

警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画

全警協 自主行動計画

検索

「自主行動計画の策定に当たって」

現在、全国で約59万人の警備員の方々が、その業務を通じて地域の安全・安心の実現に貢献されており、警備業は生活安全産業として社会に深く浸透しているところです。

政府では、令和3年12月27日に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」を開催し、原材料価格やエネルギー価格、労務費の上昇などが取引価格に適切に反映されるよう、令和3年9月から毎年3月・9月を「価格交渉促進月間」と定めたほか、発注元に対して価格交渉に柔軟に応じることを求めるなど、価格交渉・転嫁が定期的に行われる取引慣行の定着を図ることとしております。

今後の警備業の健全な発展のためには、こうした政府の動きにあわせて、警備業者の皆様による警備員教育等を通じた業務の質の向上だけでなく、警備業における適正な取引のための不断の取組が必要です。

この度、（一社）全国警備業協会において改訂された「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」の下で、警備業者の皆様が警備業の適正取引の推進に向けて積極的に取り組まれることを願っております。

警察庁生活安全局長 山本 仁

困ったときの相談先

● 全国中小企業取引振興協会 ●

価格交渉について相談する。

中小企業庁の事業である「下請かけこみ寺」では価格交渉サポート相談室を設置し、取引先との価格交渉を行う際のノウハウについて相談企業に出向いて、個別相談を実施しています。無料（3回まで）ですので、気軽にご相談ください。詳しくは（公財）全国中小企業取引振興協会のホームページをご確認ください。

価格交渉サポート 相談室フリーダイヤル（通話料無料）

☎ 0120-735-888

取引上の悩みについて相談する。

「下請かけこみ寺」では、全国の中小企業から寄せられた企業間取引に関する様々な相談などに対して相談員が無料で親身になって対応するとともに、必要に応じて弁護士による無料相談も行っています。詳しくは（公財）全国中小企業取引振興協会のホームページをご確認ください。

下請かけこみ寺 相談用フリーダイヤル（通話料無料）

☎ 0120-418-618

～警備員、営業員の方へ～

● 全国警備業協会 ●

通報窓口

警備業における取引において、「下請法」又は「独禁法」等の法令違反や不当な要求などがあった場合、その他、全国警備業協会「自主行動計画」に記載の事例に類似したものを目にした場合等は、当協会へ必ず通報してください。

全国警備業協会 フリーダイヤル（通話料無料）

☎ 0120-630-990

相談窓口

全国警備業協会では、警備業における適正取引に向けた相談をお受けしています。

全国警備業協会

☎ 03-3342-5821

通報・相談内容については、適正な情報管理の下で取り扱いますので
安心してご相談ください。



一般社団法人 全国警備業協会

警備業における 適正取引 の推進



これって違法！？
～適正取引のポイント～

一般社団法人 全国警備業協会

次の取引内容は、 「下請法」又は「独禁法」等に違反するおそれがあります。

活用方法

本リーフレットは、「どのような取引行為が法令違反に該当するおそれがあるのか?」「どのように交渉を進めれば効果的なのか?」などについてまとめています。十分に理解し、適宜、本リーフレットを発注者に提示するなどしてご活用ください。

警備会社の経営者をはじめ、警備員、営業員、事務スタッフ等のあらゆる立場、職位の方々にご利用いただき、警備業における適正取引について広く普及に努めていただければ幸いです。

事例は全て実際に起きたことを基にしています。



01 書面の作成義務、交付義務、保存義務の違反

発注内容は書面化されていますか?

事例 緊急を要するため、発注者警備業者に口頭(電話)で警備業務を委託し、その後、注文書を交付しなかった。



目指すべき取引

- 発注者と十分に協議を行い、支払条件や提供業務の内容など、あらかじめ具体的に合意の上、書面化している。 ☐
- 契約内容と実態が乖離している場合には、書面と実態とを合わせるために発注者と協議している。 ☐

02 代金の支払遅延

支払期日は守られていますか?

事例 あらかじめ定めた支払期日を過ぎても警備料金が支払われず、支払を遅延させた。



目指すべき取引

- 発注者に対し、できる限り短い期間内(下請法の適用を受ける取引においては、警備業務を提供した日から60日以内のできる限り短い期間内)に支払期日を定めることを求めている。 ☐
- 支払が期日を越えた場合は、遅延利息(下請法の適用を受ける取引においては、起算日から60日を越えた場合、最低限、年率14.6%)の支払を求めている。 ☐
- 継続取引において、受注した警備業務が長期間に及ぶ場合、必要があれば、月単位での支払を発注者に求めている。 ☐

03 代金の減額

警備料金の支払い時に減額されていませんか?

事例 発注者から警備料金の支払い時に一方的に1,000円単位で値引いて支払われた。



目指すべき取引

- 何らかの名目があっても、実質的に代金減額の要請があった場合は、その理由の説明を求め、発注者と交渉を行っている。 ☐
- 発注者側の担当者による一方的な減額要請については、発注者側の権限者と交渉を行っている。 ☐
- 受注担当者が安易に代金減額に応じていないか、社内においてチェックを行っている。 ☐
- 安易に端数の切捨てに応じていないで、法令違反のリスクを説明し、改善を求めている。 ☐

04 買ったたき

著しく低い警備料金を一方的に設定されていませんか?

事例 従来の警備料金から一律に一定率で単価を一方的に引き下げられることにより、通常の対価を大幅に下回る警備料金が定められた。



目指すべき取引

- 見積り時における業務量や期間が大幅に変更される場合、発注者との十分な協議を行い、料金の再設定、追加費用の負担を求めている。 ☐
- 通常より短い準備期間での業務提供を要請された場合は、負担増しの裏付けとなる客観的資料を提示するなどした上で、料金の増額を求めている。 ☐

05 購入・利用強制

自社商品の購入等を強制されていませんか?

事例 発注者が関わるチケットや商品の購入を強制させられた。



目指すべき取引

- 購入・利用強制が違法であり、応じることができない旨を伝える。 ☐

06 不当な経済上の利益の提供要請

契約外の作業等を無償提供していませんか?

事例 発注者から契約外の除石作業やトラックの洗車、休憩所、トイレ等の清掃をさせられた。



目指すべき取引

- 契約外業務を要請された場合は、まず、契約外である旨を伝える。 ☐
- 必要に応じ、業務の範囲等を協議の上書面化し、有償で対応する。 ☐
- 発注者がこれに応じない場合は、契約外業務は行わない。 ☐
- 現場で契約外業務を要請された場合は、現場担当者のみで判断せず権限者に報告し、発注者と協議している。 ☐
- これまでの慣行で付帯業務等の契約外業務の実施要請に応じていないか社内においてチェックを行っている。 ☐

07 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

発注者の都合を理由とした警備業務のキャンセルをされていませんか?

事例 受注した警備業務に必要な機器、人員を手配した後に、発注者の都合で発注をキャンセルしたにもかかわらず、警備会社が要した費用は支払われなかった。



目指すべき取引

- 発注者の都合により、仕様や業務提供日・期間の変更等が生じた場合は、これに伴い発生した費用の負担を求めている。 ☐
- 解約金やキャンセル料の発生について、発注者に対し、あらかじめ書面化するように求めている。 ☐